白井市第3次環境基本計画

骨子案

令和3(2021)年6月

白井市第3次環境基本計画 骨子案 < 目 次 >

第1	章 計画の基本的な考え方	1
1.	「白井市第3次環境基本計画」策定の背景	1
	(1) はじめに	
	(2) 世界の環境政策を取り巻く状況	
	(3) 国・千葉県の環境政策を取り巻く状況	
	(4) これまでの環境基本計画における振り返り	3
2.	計画の目的	4
3.	計画の位置づけ	5
4.	計画の対象範囲	6
5.	計画期間	6
第2	2章 白井市の概況	7
1.	白井市の概況	7
第3	3章 白井市の環境の将来像	13
1.	基本理念	.13
2.	環境の将来像	.14
3.	基本目標	.15
4.	施策展開の体系	.16
第4	章 将来像を実現するための取組	17
1.	豊かな自然と人が共生するまち	.17
2.	地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち	.19
3.	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち	.20
4.	ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち	.21
5.	環境にやさしいライフスタイルを広げるまち	.22
第5	i 章 重点施策	23
第6	5章 推進体制·進行管理	24

第7	章	付属資料	.25
2.	進行管	章理	24
1.	推進体	本制	24

第1章 計画の基本的な考え方

1. 「白井市第3次環境基本計画」策定の背景

(1) はじめに

白井市は、環境の保全についての基本理念を定めた白井市環境基本条例を平成 12(2000)年に制定しています。環境基本条例に基づき、平成 24(2012)年に白井市第 2 次環境基本計画(以下、前計画)を策定し、人と自然が健全に共生する環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を目指して、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

(2) 世界の環境政策を取り巻く状況

平成 24(2012)年に策定した前計画以降、国内外における環境政策を取り巻く状況は大きく変化しています。

平成 27(2015)年に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が 採択され、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標として、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられました。SDGs は、経済、社会、環境における課題を統合的に解決する考え方が示されるとともに、17 の目標(図 1-1 参照)とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

地球温暖化対策に関する動向として、平成 27(2015)年にフランス・パリで行われた第 21 回締約国会議(COP21)では、令和 2(2020)年以降の地球温暖化対策の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

また、欧州では、新型コロナウィルス感染症からの経済復興にあたり、環境や社会にも配慮した復興として「グリーンリカバリー」が実践されており、日本でも同様の考え方を取り入れる動きが広まろうとしています。

SUSTAINABLE GOALS

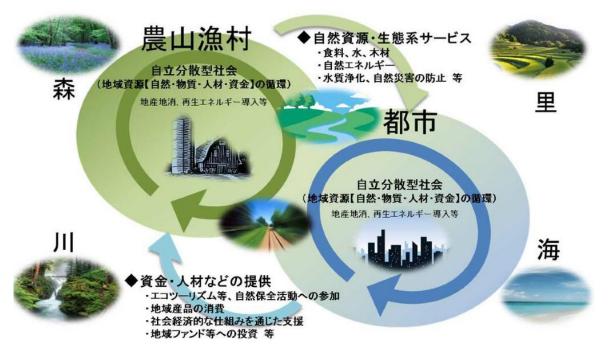


出典:国際連合広報センター HP

図 1-1 持続可能な開発目標 (SDGs) 17 のゴールのロゴ

(3) 国・千葉県の環境政策を取り巻く状況

このような世界的な動向を踏まえ、国では、平成 30(2018)年 4 月に「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」、持続可能な循環共生型の社会(環境・生命文明社会)の実現が掲げられました。また、平成 28(2016)年 5 月に「地球温暖化対策計画」が策定され、令和 12(2030)年度(平成 25(2013)年度比 26%削減)と令和 32(2050)年度(同比 80%削減)の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、地方公共団体には地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を義務づけ(白井市を含む中核市未満は努力義務)られています。さらに、令和 2(2020)年には、国として令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが菅総理大臣により宣言され、地球温暖化対策推進法の改正が閣議決定されています。このほかにも、気候変動適応法の制定や生物多様性国家戦略の見直しが行われています。



出典)「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

図 1-2「第五次環境基本計画」における"地域循環共生圏"の考え方

千葉県においては、平成 31(2019)年 3 月に「第三次千葉県環境基本計画」を策定し、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」の実現を掲げ、5 つの基本目標「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境の保全と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」を達成するための取組を進めています。また、平成 28(2016)年に「千葉県地球温暖化対策実行計画 ~CO2CO2(コツコツ)スマートプラン~」を策定し、令和 12(2030)年度(平成 25(2013)年度比 22%削減)の千葉県全体の排出量の目標を設定し、目標達成に向けた取組を進めています。さらに、令和 3(2021)年 2 月には、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを宣言し、「オール千葉」で一層の地球温暖化対策を推進することとしています。

このように、環境政策を取り巻く社会動向は日々変化しており、これらの変化を取り込んだ新たな 対応が求められています。

(4) これまでの環境基本計画における振り返り

前計画では、5 つの望ましい環境像「豊かな自然を生かし、大切にするまち」、「市民の健康と快適な生活環境を守るまち」、「限られた資源・エネルギーを大切にするまち」、「環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち」、「地球環境の保全に貢献するまち」を掲げ、実現するための施策に取り組んできました。

これまでの主な取組とその評価を以下に整理しました。

望ましい環境像1)豊かな自然を生かし、大切にするまち

主な取組	市内の多様な自然環境の保全を行うとともに、人と自然とのふれあいを進め、自然との	
	共生を図ってきました。	
評価	森林面積や市内の公園・緑地の数が計画で掲げた目標を達成するなど、みどりに関す	
	る取組の成果が表れています。一方で、農地面積の減少や農業従事者の高齢化等の	
	農業に関する課題への対応や特定外来生物の増加に対応していく必要があります。	

望ましい環境像2)市民の健康と快適な生活環境を守るまち

主な取組	大気や水質の保全に取り組むとともに、魅力ある景観の形成など快適な生活環境づくり
	を推進してきました。
評価	大気環境の環境基準達成概ね達成しており、水質についても一部の河川を除き環境基
	準を達成しています。野焼きや悪臭等の苦情件数は年による増減が大きいため、今後も
	引き続き、市民の声を聞きながら取組を進めることが重要です。

望ましい環境像3)限られた資源・エネルギーを大切にするまち

主な取組	ごみ減量やエネルギーの有効活用を推進し、環境への負荷の少ない社会の構築に努め
	てきました。
評価	市内の再生可能エネルギー設備容量は目標には届かなかったものの、計画当初から増
	加しています。地球温暖化対策のため、今後も再生可能エネルギーの導入を促進するこ
	とが重要です。ひとり一日当たりの家庭ごみ排出量は横ばいに推移しており、また、一般
	廃棄物の資源化率も減少傾向にあるため、ごみの減量や資源化の取組の強化が必要
	です。

望ましい環境像4)環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち

主な取組	環境学習や環境関連イベントを実施し、市民・市民団体・事業者・市の協働による環境保	
	全活動を推進してきました。	
評価	市内の環境関係活動団体は計画当初より増加しており、市の環境関連イベント・講座の	
	参加・受講者数も目標を達成するなどの成果が見られます。	

望ましい環境像 5 地球環境の保全に貢献するまち

Ξ	主な取組	省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及等の地球温暖化対策を推進してき
		ました。
Ē	平価	市有施設のエネルギー効率化は進んでいるものの、市有施設の増築等の影響により市
		の事務事業による温室効果ガスは増加しており、より一層の温室効果ガス削減の対策が
		必要です。

2. 計画の目的

前計画の計画期間が令和 3(2021)年度で終了することから、これまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「気候変動適応計画」を包含した「白井市第 3 次環境基本計画」(以下、本計画)を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「白井市総合計画」を環境面から推進するためのものです。

同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保 全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、本計画に基づき、市の各部門における 環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、市民・市民団体・事業者・市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

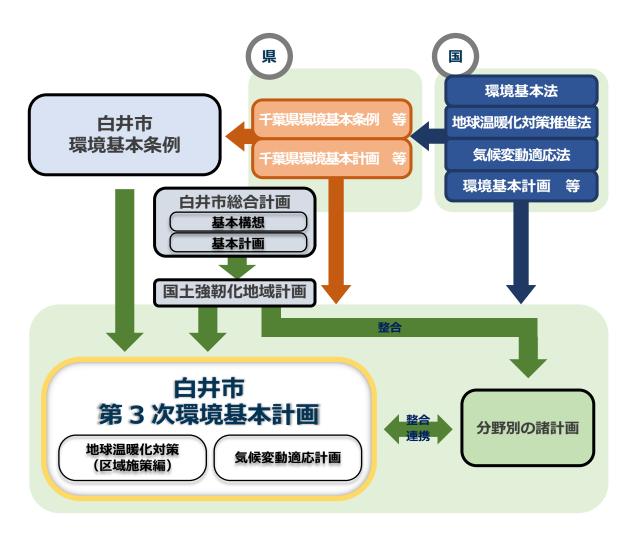


図 1-3 本計画の位置づけ

4. 計画の対象範囲

本計画では、5つの環境分野(「自然環境」、「地球環境」、「生活環境」、「廃棄物」、「環境保全」)を対象範囲とします。

表 1-1 計画の対象となる環境分野と主な要素

環境分野	主な要素
自然環境	生物多様性、外来生物、谷津、緑地、水辺、農地等
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動の影響への適応等
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質、美化、景観、歴史的・文化
	的遺産等
廃棄物	廃棄物、資源循環 等
環境保全	環境教育、環境学習、市民・環境団体のネットワーク、環境ビジネス
	等

5. 計画期間

本計画の期間は、令和 4(2022)年度から令和 12(2030)年度末までの 9 年間とします。

なお、環境や社会状況の変化に応じて、次期(第6次)白井市総合計画の策定時期を目安に、計画期間の途中で必要な見直しを実施します。

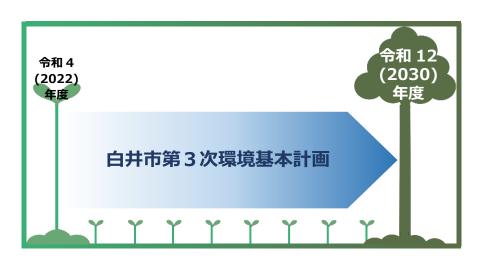


図 1-4 本計画の計画期間

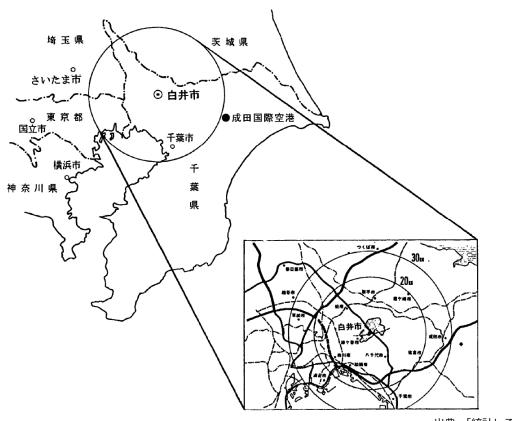
第2章 白井市の概況

1. 白井市の概況

位置•地勢

白井市は、千葉県の北西部、印旛地域の最西部に位置しており、東は印西市、南は船橋市と八千代市、西は鎌ケ谷市、北は柏市の 5 市に接しています。また、東京都心、県都の千葉市、成田空港のいずれにも 25~30km と好立地にあります。

市内は、神崎川、二重川及び金山落に沿って帯状に水田が広がり、北総台地には森林と畑が広がっています。



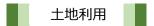
出典:「統計しろい」

図 2-1 白井市の広域的な位置

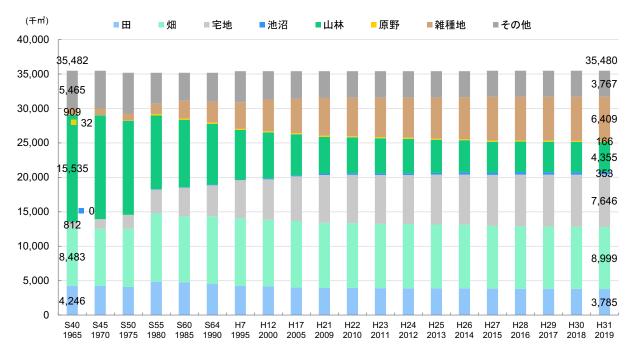
地形·地質

市内は、標高 20~30m の平坦な北総台地が大部分を占めていますが、神崎川などの河川沿いは緩やかな起伏があります。

台地の地層は、関東ローム層という火山灰土壌で、水はけがよい地層となっています。

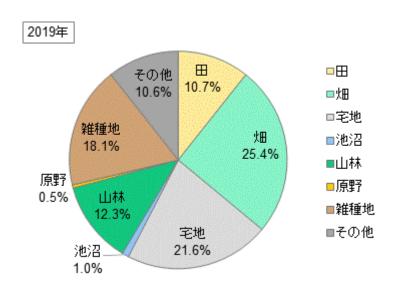


白井市の土地利用は、山林面積が昭和 50 年代以降減少し、宅地面積が大きく増加しています。平成 31(2019)年度の内訳をみると、畑の面積が 25.4%と最も多く、次いで宅地 21.6%と多くなっています。



出典:「統計しろい」

図 2-2 地目別面積の推移



出典:「統計しろい」

図 2-3 2019 年地目別面積比

気象

白井市は、直近 5 年間の月別の平均気温は、8 月が 26.6℃と最も高く、1 月が 3.8℃と最も低くなっています。降水量は 10 月が 239.7mm と最も多く、2 月が 32.8mm と最も少なくなっています。



注) 1.観測地点: 我孫子観測所 2.平成28 (2016) ~令和2 (2020) 年の平均値である。

出典:気象庁「気象統計情報」

出典:「統計しろい」

図 2-4 月別平均気温と平均降水量

人口

白井市の人口と世帯数は、千葉ニュータウン及びその周辺の住宅開発により年々増加傾向にありますが、平成 31(2019)年度末には前年度に比べて人口が微減しています。平成 31(2019)年度時点の人口は 63,555人、世帯数は 25,798 世帯となっています。

一方、単独世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど、世帯当りの人員は減少傾向にあります。平成 31 (2019)年度時点での1世帯当たり人員は2.5人/世帯となっています。



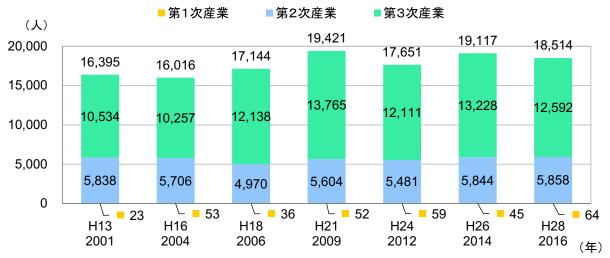
注) 各年3月31日時点の値

図 2-5 人口・世帯数の推移

産業

白井市の就業者数の総数は、年による変動はありますが、平成13(2001)年度から平成28(2016)年度にかけて増加しています。産業別にみると、第2次産業の就業者数は横ばいに推移していますが、第3次産業の就業者数は平成13(2001)年度から平成28(2016)年度にかけて増加しています。

産業分類別事業所数では、「卸売・小売業」が 21.3%と最も多くの割合を占めており、次いで「製造業」 の 17.1%となります。



注)1:平成 13 (2001) 年、平成 18 (2006) 年は 10 月 1 日現在、平成 16 (2004) 年、平成 28 (2016) 年は 6 月 1 日現在、平成 24 (2012) 年は 2 月 1 日現在である。

- 2:平成21 (2009) 年より事業所・企業統計調査が廃止された。
- 3:平成 21 (2009) 年、平成 26 (2014) 年は経済センサス-基礎調査、平成 24 (2012) 年、平成 28 (2016) 年は経済センサス-活動調査による。
- 4:平成 24 (2012) 年、平成 28 (2016) 年は民営事業所のみの集計である。国・地方公共団体(公務)の事業所は含まれていない。

出典 : 「統計しろい」

図 2-6 産業別就業者数の内訳

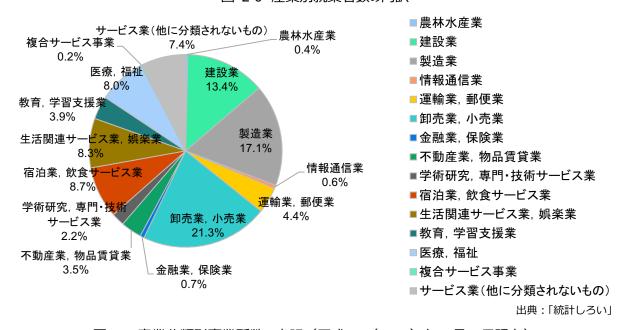


図 2-7 産業分類別事業所数の内訳(平成 28 (2016) 年 6 月 1 日現在)



交通

市内の幹線道路は、国道 16 号及び国道 464 号が市を東西に貫いており、県道市川・印西線(木下街道)が市を南北に貫いています。

市内の鉄道は、北総線が市の南部を東西に貫いており、東京都心、成田空港、羽田空港に直結しています。

市内の路線バスは、民間事業者により白井駅や西白井駅から南北方向や東西方向に運行しており、 市が運行しているコミュニティバス(ナッシー号)は、市内 4 路線を運行しています。

(1) 自動車交通

平成 31(2019)年度の市内における自動車保有台数は、合計 38,746 台となっており、そのうち軽自動車が 11,596 台と最も多くを占めています。

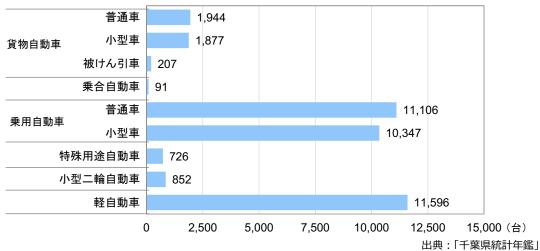
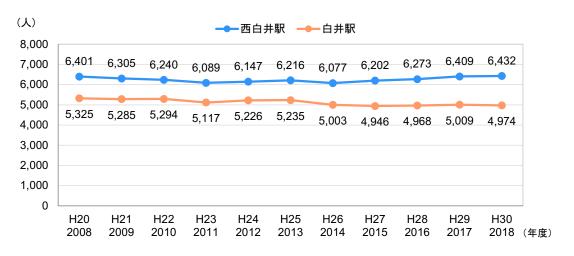


図 2-8 自動車保有台数 (平成 31 (2019) 年 3 月 31 日)

(2) 鉄道

鉄道の利用者数は概ね横ばい傾向が続いており、平成 31(2019)年度の市内駅における 1 日平均乗車人員は、11,406人となっています。

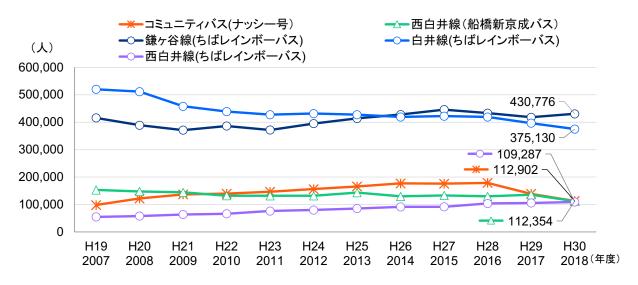


出典:「千葉県統計年鑑」

図 2-9 白井駅・西白井駅(北総線)の乗降客数の推移

(3) バス

市が運行するコミュニティバスの利用者数は、平成 28(2016)年度まで増加傾向でしたが、平成 29 (2017)年度以降は減少傾向にあります。民営の路線バスは年による増減がありますが、鎌ケ谷線、西白井線は増加傾向にあります。



出典:「統計しろい」

図 2-10 市内バス年間乗車人員の推移

第3章 白井市の環境の将来像

1. 基本理念

前計画では、白井市環境基本条例を踏まえて、市民・市民団体・事業者・市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための基本理念を定めています。この基本理念は、市の環境政策の基本的な指針を示す普遍的なものであることから、本計画においても、前計画で定めた基本理念に基づいて、計画を推進していきます。

表 3-1 基本理念

1. 健全で良好な環境を維持・継承します

私たちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるように、また、将来の世代に引き継ぐことができるよう、環境を守る努力や協力をします。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築します

私たちは、環境を守る活動を自主的・積極的に行い、環境への負荷の少ない持続的な発展を続けることができる社会を築きます。

3. 人と自然が共生し、多様な自然環境を保全します

私たちは、自然を大切にし、多様な自然や生き物とともに生きる環境を創ります。

4. 地球環境の保全をすすめます

地球環境問題は、私たち人類の課題です。私たちは、私たちの日常生活や事業活動が、地球環境に深く関わっていることを認識し、地球を守るという広い視野に立ち、地球環境の保全をすすめるため、できることから行動します。

2. 環境の将来像

本計画では、市の目指す姿を共有し、計画の着実な推進につなげていくために、基本理念を踏まえた環境の将来像を設定します。

本市には、森や河川、田畑などの豊かなみどりがあり、多くの市民がこうしたみどりを市の資源であると感じています。本計画の取組をとおして、こうした市の良好な環境を守り、未来に引き継いでいく必要があります。

一方で、前計画から環境に関する世界的な動向は大きく変化しています。地球温暖化など地球規模の環境課題に対しては、市民・市民団体・事業者・行政などのあらゆる主体の行動が重要であり、本市においても具体的な対策を進めることが求められています。

本計画では、豊かなみどりを守っていくことにとどまらず、より広い視野を持ち、市民・市民団体・事業者・行政の連携・協働により計画を推進していくことで、本市が、良好な環境を未来につなぎ、人々が住み続けられる持続可能なまちとなることを目指します。

<環境の将来像(案)>

良好な環境を未来につなぐ持続可能なまち

最終的には白井市の環境の将来像を計画内で図示

図 3-1 環境の将来像の図示 (イメージ)

3. 基本目標

本計画では、環境の将来像を実現するための目標として、本市の現状を踏まえ、下記の5つの基本目標を設定します。

表 3-2 基本目標と方向性

基本目標	方向性
豊かな自然と人が共生する	里山環境などの豊かな自然環境を保全するとともに、生物多様性の
まち	維持に努めます。また、自然環境がもたらす恵みを活用し、自然と
	ふれあう機会・場を創出します。
地球温暖化対策に取り組	地球温暖化への具体的な対策を推進することで温室効果ガスを削減
み、気候変動に備えるまち	するとともに、気候変動による影響に適応したまちづくりを進めま
	す。
安全・安心を維持し、快適	大気・水環境の保全等に取り組むことで、快適な生活環境を確保し
に住み続けられるまち	ます。また、都市と自然の調和した白井市らしさを活かした景観づ
	くりを進めます。
ごみを減らし、資源の循環	できる限りごみの発生を減らしつつ、不適正処理の防止や再生利用
に取り組むまち	を促進することで、環境負荷の少ない循環型のまちづくりを進めま
	す。
環境にやさしいライフスタ	情報発信や連携・協働の仕組みづくりを推進することで、市民・市
イルを広げるまち	民団体・事業者・市が一体となって、環境にやさしいライフスタイ
	ルを実践します。

4. 施策展開の体系

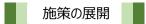
資料3参照

第4章 将来像を実現するための取組

1. 豊かな自然と人が共生するまち

課題







- 施策体系
- 成果指標
- 施策の方向 1-1 里山環境の保全

以下、素案の段階で提示

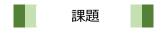
2. 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち



注) バイオマス導入容量はバイオマス比率考慮有り

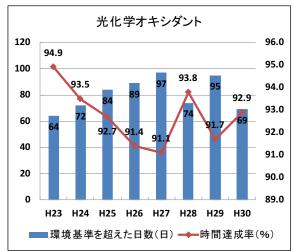
出典:経済産業省 資源エネルギー庁「市町村別認定・導入量」

図 4-1 再生可能エネルギーの導入量・導入件数



3. 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち

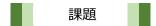




注意: 光化学オキシダントの環境基準は、「1 時間値が 0.06ppm 以下であること」となっている。そのため、左のグラフでは、環境基準値を表示していない。

出典:千葉県「平成30年度大気環境常時測定結果」より作成

図 4-2 大気汚染物質の経年変化と環境基準を超えた日数(白井七次台測定局)



4. ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち



5. 環境にやさしいライフスタイルを広げるまち



第5章 重点施策

素案の段階で提示

第6章 推進体制·進行管理

1. 推進体制

素案の段階で提示

2. 進行管理

素案の段階で提示

第7章 付属資料

素案の段階で提示